令和８年度

障がい福祉ガイドブック

越生町のマスコット「うめりん」

越生町　健康福祉課

越生町障がい福祉ガイドブック

～ もくじ ～

１．相談窓口 1

1 越生町健康福祉課 1
2 越生町障害者虐待防止センター 1
3 障がいを理由とする差別についての相談窓口 1
4 民生委員・児童委員（主任児童委員） 2
5 越生町保健センター 2
6 越生町地域包括支援センター 2
7 越生町こども家庭センター 3
8 越生町教育委員会 3
9 越生町社会福祉協議会（社協） 3
10 入間西障害者サポートセンター 4
11 地域活動支援センターのぞみ 4
12 総合地域支援センター「ワンダーハウス」 5
13 埼玉県坂戸保健所 5
14 埼玉県西部福祉事務所 5
15 埼玉県川越児童相談所 6
16 埼玉県総合リハビリテーションセンター 6
17 埼玉県立精神保健福祉センター 7
18 埼玉県発達障害総合支援センター 7
19 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 8
20 埼玉県医療的ケア児等支援センター　地域センター「かけはし」 8
21 埼玉県高次脳機能障害者支援センター 9
22 埼玉県障がい者歯科相談医 １０

23 権利擁護センター 11
24 福祉サービス苦情相談 11
25 埼玉いのちの電話 12
26 さいたまチャイルドライン 12
27 救急電話相談 12
2．障害者手帳 13
1 身体障害者手帳の交付 13
2 療育手帳の交付 13
3 精神障害者保健福祉手帳の交付 14
4 障害者手帳に係る診断書料の補助 14
5 障害者手帳の再交付の手続き 15
3．障害者総合支援法 16
障がい福祉サービスの一覧 16
利用者の自己負担上限額 19
利用の流れ　介護給付の場合 20
利用の流れ　訓練等給付の場合 21
利用の流れ　障がい児の場合 21
補装具の支給 22
自立支援医療 23
1 更生医療 24
2 育成医療 24
3 精神通院医療 24
地域生活支援事業 25
1 意思疎通支援事業 25
2 移動支援事業 26
3 日中一時支援事業 27
4 日常生活用具給付事業 28

5 訪問入浴サービス 28
6 緊急通報システム 29
7 自動車運転免許取得費用の補助 30
8 自動車改造費用の補助 30
4．日常生活の改善 31
1 難聴児補聴器購入費の支給 31
2 車いすの貸与 31
3 給食サービス 32
4 おむつの支給 33
5 理容サービス 33
6 生活サポート事業 34
7 ソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰相談指導事業） 35
8 重度身体障害者居宅改善整備 35
5．社会参加 36
1 福祉タクシー利用料金助成事業 36
2 自動車等燃料費補助 36
3 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） .. 37
4 身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク） 38
5 駐車禁止適用除外 38
6 越生町身体障害者福祉会 39
6．医療・保健 40
1 重度心身障害者医療費支給制度 40
7．手当・補助金 41
1 在宅重度心身障害者手当 41
2 心身障がい児通園（学）奨励費の補助 42
3 特別障害者手当 42

4 障害児福祉手当 43
5 心身障害者扶養共済制度 44
6 特別児童扶養手当 45
7 障害基礎年金 45

8．税の減免 47

1 税金の控除・非課税 47
2 自動車税の減免 48
3 軽自動車税の減免 50

9．公共料金の割引 52

1 有料道路の割引 52
2 青い鳥はがきの配布 53
3 ＪＲ運賃の割引 53
4 バス運賃の割引 54
5 タクシー運賃の割引 54
6 国内航空運賃の割引 55
7 ＮＴＴ番号案内の無料扱い 55
8 ＮＨＫ受信料の減免 56
9 携帯電話の基本使用料等の割引について 56

１０．その他の福祉サービス 57

1 成年後見制度 57
2 生活保護制度 58
3 高額療養費の支給 58
4 福祉資金貸付制度 59
5 生活福祉資金貸付制度 59
6 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） 60
7 避難行動要支援者支援制度 61
8 救急医療情報キット 62

9 ヘルプカード 63
10 ヘルプマーク 63
11 電話リレーサービス 64
12 ヨメテル 64
13 郵便等による不在者投票 65
14 郵便等による不在者投票における代理記載制度 65
15 指定病院・老人ホーム等における不在者投票 66
11. 資料 67
1 関係機関 67
2 計画相談支援事業所一覧 69
3 重度心身障害者医療費支給事業窓口払い無料化のご案内 71

～１.相談窓口～

1　越生町健康福祉課

障がい福祉､介護保険及び高齢者福祉については健康福祉課で、それぞれ相談支援から援護対策までの福祉サービスを提供しています。

また、生活保護については、西部福祉事務所で提供しており、健康福祉課はこれらのサービス提供に必要な相談支援を協力機関として行っています。

◎**相談窓口…**越生町役場　健康福祉課
越生町大字越生 900-2
TEL 049-292-3121（代表）　FAX 049-292-6405

2　越生町障害者虐待防止センター

町では、健康福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待に関する相談や通報の受理、助言や指導、障がい者虐待防止に係る広報、普及啓発を行っています。

◎**相談・通報窓口…**障害者虐待防止センター（健康福祉課内）
TEL 049-292-3121　FAX 049-292-6405

3　障がいを理由とする差別についての相談窓口

町では、健康福祉課内に障がいを理由とする差別についての相談窓口を設置し、差別にかかわる相談や紛争解決を目指します。そこで解決できない場合も、その内容に応じて適切な相談窓口を紹介します。

◎**相談窓口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当
TEL 049-292-3121　FAX 049-292-6405

4　民生委員・児童委員（主任児童委員）

心身に障がいのある方や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力し地域福祉の増進に努めるため、町内３０人の方が厚生労働大臣から委嘱されています。

◎**相談窓口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当
TEL 049-292-3121　FAX 049-292-6405

5　越生町保健センター

町民の健康増進ならびに疾病予防を図るため、心の病気や障がいを持つ方への支援、乳児から高齢者に至るまでのライフサイクルに応じた相談指導や健康づくり検（健）診等を行っています。また、精神障がい者のグループ活動「ソーシャルクラブ」を実施しています。

◎**相談窓口…**越生町役場　健康福祉課　保健予防担当
越生町大字越生 917
TEL 049-292-5505（直通）　FAX 049-292-5623

6　越生町地域包括支援センター

主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師が、地域で暮らす高齢者の皆さんを介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的な支援を行っています。

◎**相談窓口…**越生町地域包括支援センター
越生町大字越生 917（保健センター内）
TEL 049-292-5505（直通）　FAX 049-292-5623

7　越生町こども家庭センター

町内に居住するこどもとその家庭、妊産婦等を対象にさまざまな相談に応じ、安心して子育てできるよう切れ目のない支援を行っています。不安なことや悩みがあるときは、お気軽にご相談ください。

◎**相談窓口…**越生町役場　健康福祉課　保健予防担当(母子保健)
TEL 049-292-5505（直通）FAX 049-292-5623
越生町役場　子育て支援課　こども担当(児童福祉)
TEL 049-292-3121　FAX 049-292-6405

8　越生町教育委員会

障がいのあるこどもの教育に関する相談を行っています。

◎**相談窓口…**越生町教育委員会
越生町大字越生 917
TEL 049-292-3121　FAX 049-292-5110

9　越生町社会福祉協議会（社協）

ボランティアの育成や心配ごと及び何でも相談所、埼玉県社協の生活福祉資金や越生町社協の福祉資金、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業も行っています。

また、令和２年４月から、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関として、成年後見センターが設置されましたので、成年後見制度の利用に関することなど、お気軽にご相談ください。

◎**相談窓口…**越生町社会福祉協議会
越生町大字越生 900-2
TEL 049-292-2977　FAX 049-292-5616

10　入間西障害者サポートセンター

障がいのある方の困りごとや悩みごとに専門スタッフが必要な情報の提供及び助言をし、日常生活の支援をしています。

◎**対　象　者…**障がいのある方とその関係者
◎**内　　容…**①生活面での悩みや心配ごと、福祉サービス等に関する相談など
②就労に関する相談や助言、就職準備の支援、職場の定着支援など
◎**相談日時…**月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分（祝日、年末年始を除く）
◎**費　　用…**無料

◎**相談窓口…**入間西障害者サポートセンター
毛呂山町川角 303-3（「毛呂山町社会福祉協議会」内）
TEL 090-9241-3025　FAX 049-295-0603

11　地域活動支援センターのぞみ

精神障がいのある方の社会参加や自立、仲間や地域との交流の場としてレクリエーション等を行う場所です。

◎**対　象　者…**精神に障がいのある方（精神科へ通院されている方）
◎**内　　容…**生活支援、レクリエーションの開催、憩いの場の提供など
◎**相談日時…**月曜日～土曜日　午前９時～午後５時（祝日、年末年始を除く）
◎**費　　用…**無料

◎**相談窓口…**地域活動支援センターのぞみ
毛呂山町毛呂本郷 682
TEL 049-276-2088　FAX 049-276-1739

12　総合地域支援センター「ワンダーハウス」

子育て世代・障がい者を対象に、医療・福祉の総合的な相談を受け付けます。「生活のこと」「子育てのこと」「働くこと」「医療に関すること」「福祉に関すること」・・・。多くの人の様々な「困った」にお応えします。

◎**受付時間…**月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後６時
土曜日　午前８時３０分～午後５時

◎**相談窓口…**総合地域支援センター「ワンダーハウス」
毛呂山町小田谷 30-1
TEL 049-277-5101　FAX 049-294-7899

13　埼玉県坂戸保健所

感染症や難病に関する相談や子どもの心の健康相談、精神保健に関する相談を行っています。

また、医療助成（指定難病医療給付、小児慢性特定疾病、結核児童療育給付）の申請も受け付けています。

◎**相談窓口…**埼玉県坂戸保健所
坂戸市石井 2327-1
TEL 049-283-7815　FAX 049-284-2268

14　埼玉県西部福祉事務所

生活保護等の相談指導、援護などの福祉サービスを提供し、町との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

◎**相談窓口…**埼玉県西部福祉事務所
坂戸市石井 2327-1
TEL 049-283-6780（代表）　FAX 049-283-7891

15　埼玉県川越児童相談所

１８歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導助言を行っています。

◎**相談窓口…**埼玉県川越児童相談所
川越市宮元町 33-1
TEL 049-223-4152　FAX 049-224-5056

16　埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談業務などの相談業務を行っています。

①身体障害者更生相談

身体障がいのある方に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

②知的障害者更生相談

１８歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

◎**相談窓口…**埼玉県総合リハビリテーションセンター
上尾市西貝塚 148-1
TEL 048-781-2222　FAX 048-781-2218

17　埼玉県立精神保健福祉センター

心の健康や精神医療に関する相談、精神障がいのある方の社会復帰訓練等を総合的に行っています。

①精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、飲酒や薬物依存に関する問題など精神保健福祉に関する相談に応じています。

②社会復帰部門

精神障がいがあって、主治医が利用を必要と認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練を行っています。

◎**相談窓口**…埼玉県立精神保健福祉センター
伊奈町小室 818-2
TEL 048-723-3333　FAX 048-723-1561

18　埼玉県発達障害総合支援センター

発達障がいの支援ができる人材の育成やご家族への支援、地域の支援機関への助言、県民の方からの相談に応じるなど、発達障がいのある子どもや保護者の方が、日常生活で必要な支援が受けられる地域づくりをサポートしています。

◎**内　　容**…発達が気になる子どもの子育ての支援、発達障がい児やご家族、支援者からの電話相談
◎**対 象 者**…１８歳までの発達障がい児とその家族、地域の支援機関など
◎**費　　用**…無料

◎**相談窓口**…埼玉県発達障害総合支援センター
さいたま市中央区新都心 1-2
（埼玉県立小児医療センター南玄関３階）
TEL 048-601-5551　FAX 048-601-5552

19　埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

県では、発達障害者支援法に基づいて発達障害者支援センターを指定し、「まほろば」に業務を委託しています。

◎**内　　容**…発達障がい者及び家族等に対する相談支援、就労支援など
◎**対 象 者**…１９歳以上の発達障がい者
◎**費　　用**…無料

◎**相談窓口**…埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」
川越市平塚新田東河原 201-2
TEL 049-239-3553　FAX 049-233-0223

20　埼玉県医療的ケア児等支援センター　地域センター「かけはし」

医療的ケア児等とその家族、町及び支援機関からの相談・助言、情報提供などを行っています。

◎**内　　容**…医療的ケア児等とその家族に対する相談支援など
◎**対 象 者**…医療的ケア児等とその家族及び地域の支援機関
◎**開所時間**…月曜日～金曜日　午前９時～午後５時
（祝日、年末年始を除く）

◎**相談窓口**…埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センター「かけはし」
川越市鴨田 1930-1
TEL 049-225-5770

21　埼玉県高次脳機能障害者支援センター

県では、高次脳機能障がい者支援の充実のため、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害者支援センターを開設し、ご本人やご家族、関係機関の方々から相談を受け付ける総合相談窓口を開設しています。

◎**内　　容**…医療、福祉サービスの利用、就労、日常生活での困りごと等に関する相談
◎**対 象 者**…高次脳機能障がいのある方とその家族及び支援機関
◎**費　　用**…無料

◎**相談窓口**…埼玉県高次脳機能障害者支援センター
上尾市西貝塚 148-1
（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）
TEL 048-781-2236　FAX 048-725-5501

なお、埼玉県総合リハビリテーションセンターの委託により、下記の医療機関でも相談に応じています。

◎**相談窓口**…医療法人真正会　霞ヶ関南病院
川越市安比奈新田 283-1
TEL 049-232-1313

22　埼玉県障がい者歯科相談医

地域における歯科診療の担当者として障がいのある方等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な範囲の歯科治療、予防措置等を行っています。

◎**対象者…**身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、又は同様の障がいのある方

◎**県立施設障がい者歯科診療所等**

名　　称	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園（草加市）	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221
埼玉県社会福祉事業団 皆光園（深谷市）	048-573-2021
埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園（朝霞市）	048-466-1411

◎**窓口**

窓　　口	電話番号	ＦＡＸ番号
埼玉県　健康長寿課	048-830-3585	048-830-4804
（一社）埼玉県歯科医師会	048-829-2323	048-829-2376
越生町役場　健康福祉課	049-292-3121	049-292-6405

23　権利擁護センター

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がいのある方が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援しています。

◎**対　象　者…**高齢者、障がい者、その他の関係者
◎**内　　容…**生活相談：月曜日～金曜日　午前９時～午後４時
法律相談：水曜日・金曜日　午後１時～２時３０分（予約制）
◎**費　　用…**無料

◎**相談窓口…**埼玉県社会福祉協議会　権利擁護センター
さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65（「彩の国すこやかプラザ」内）
TEL 048-822-1204　FAX 048-822-1406

24　福祉サービス苦情相談

福祉サービス事業所に相談しても解決しなかった福祉サービス利用についての苦情相談をお受けします。

◎**対　象　者…**福祉サービスを受けている方
◎**相　談　日…**月曜日～金曜日　午前９時～午後４時
（祝日、年末年始を除く）

◎**相談窓口…**埼玉県社会福祉協議会　埼玉県運営適正化委員会
さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65（「彩の国すこやかプラザ」内）
TEL 048-822-1243　FAX 048-822-1406

25　埼玉いのちの電話

「埼玉いのちの電話」は、心の危機に追い込まれ、いま助けを必要とされている方のための電話です。

◎**相談電話**（２４時間３６５日）
TEL 048-645-4343
◎**自殺予防いのちの電話**（毎日午後４時～午後９時、毎月１０日午前８時～翌日午前８時）
TEL 0120-783-556（フリーダイヤル）

26　さいたまチャイルドライン

１８歳以下のこども専用の相談電話です。

◎**相談窓口**（年末年始以外、午後４時～午後９時）
TEL 0120-99-7777（フリーダイヤル）

27　救急電話相談

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます（医薬品の使用方法などの相談や病気の治療方針の相談、健康・介護・育児・身の上相談はお受けできません）。

◎**内　　容**…①子どもの相談（小児救急電話相談）※中学生まで
②大人の相談（大人の救急電話相談）
③医療機関案内
◎**相談時間**…２４時間３６５日
◎**電話番号**…＃7119 又は 048-824-4199（ダイヤル回線、ＩＰ電話、ＰＨＳをご利用の場合）
※小児救急電話相談は＃8000 又は 048-833-7911 からも電話をかけられます。

※緊急時はすぐに 119 番で救急車を呼びましょう。

～２.障害者手帳～

1　身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

◎**対象者**…視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある方

◎**等　級**…１級（重度）～６級（軽度）

◎**申　請**…①県知事の指定した医師の診断書
（健康福祉課に用意してあります。）
②マイナンバーカード
③写真１枚（上半身無帽）

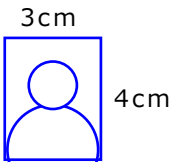

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

2　療育手帳の交付

知的障がいのある方に一貫した指導・助言を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

◎**対象者**…知的障がい者判定機関（児童相談所又は埼玉県総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ）等で、知的障がい者と判定された方

◎**等　級**… Ⓐ（最重度）、Ａ（重度）、Ｂ（中度）、Ｃ（軽度）

◎**申　請**…①状況調書（１８歳未満）
（健康福祉課に用意してあります。）
②マイナンバーカード
③写真１枚（上半身無帽）

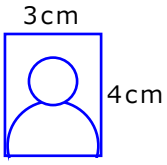

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

3　精神障害者保健福祉手帳の交付

精神に障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

◎**対象者**…統合失調症、躁うつ病、てんかん及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

◎**等　級**…１級～３級

◎**申　請**…①医師の診断書（健康福祉課に用意してあります。
②マイナンバーカード
③写真１枚（上半身無帽）（希望者のみ）
④年金証書（年金証書で申請の場合）
⑤年金支払通知書（年金証書で申請の場合）

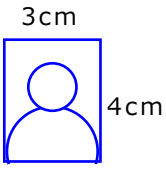

※自立支援医療（精神通院）と同時に申請する方は添付書類が変わりますのでその旨をお話ください。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

4　障害者手帳に係る診断書料の補助

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を申請するために必要な診断書等に係る費用について補助します。

◎**対象者**…身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付等（更新、再申請、程度変更の申請を含む）を申請する方

◎**内　容**…診断書料１／２の補助（補助上限額：５，０００円）

◎**申　請**…①診断書料の領収書
②本人名義の通帳またはキャッシュカード
③印鑑

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

5　障害者手帳の再交付の手続き

次のような場合には障害者手帳の再交付の申請ができます。

・等級変更、障害名追加
・き損（手帳が傷み、使用が困難な場合）
・紛失・現在お持ちの手帳の写真が古くなっている場合
・記入欄がいっぱいになった場合

◎**申　請**…①医師の診断書（身体・精神手帳の等級変更の場合）
②マイナンバーカード
③顔写真１枚（精神障害者保健福祉手帳は希望者のみ）
④現在お持ちの障害者手帳（紛失の場合を除く）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

～３.障害者総合支援法～

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がいのある方の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ､個別に支給決定が行われる｢障がい福祉サービス｣と、町の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる｢地域生活支援事業｣に大別されます。

法が対象とする障がい者の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）に加え、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）としています。

詳しくは厚生労働省のホームページを参照ください。【厚生労働省 HP】

« 障がい福祉サービスの一覧»

介護給付

サービスの名称	サービスの概要
居宅介護 （ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、外出に著しい困難がある方に対し、移動の支援や外出先での視覚的情報の支援（代筆・代読等)、食事等の介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

施設入所支援	施設を入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

サービスの名称	サービスの概要
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A 型＝雇用型） （B 型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

計画相談支援

サービスの名称	サービスの概要
計画相談支援	計画相談支援事業者が障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用の組み合わせ等について検討し、計画を作成いたします。

児童福祉法によるサービス

サービスの名称	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して、児童発達支援センター等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対して医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学（幼稚園及び大学を除く）している障がい児に対して、授業の終了後又は休日に児童発達支援センター等の施設に通わせて生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援

サービスの名称	サービスの概要
障害児相談支援	計画相談支援事業者が障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用の組み合わせ等について検討し、計画を作成いたします。

« 利用者の自己負担上限額 »

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

区　分	世帯の所得状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得１	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収８０万９千円以下	
低所得２	市町村民税非課税世帯（低所得１に該当する者を除く）	
一般１	市町村民税課税世帯（所得割額１６万円（障がい児※にあっては２８万円）未満の者に限り、２０歳以上の施設等入所者を除く）	【施設等入所者以外】 障がい者　９，３００円 障がい児　４，６００円 【２０歳未満の施設等入所者】 ９，３００円
一般２	市町村民税課税世帯（一般１に該当する者を除く）	３７，２００円

※「障がい児」は、２０歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除きます。なお、２０歳以上の施設等入所者が「一般１」の所得区分に該当することはありません。

所得を判断する際の世帯の範囲

種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障がい者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

« 利用の流れ »

介護給付の場合

１　相談・申請

越生町役場健康福祉課へ相談・申請してください。

２　認定調査・一次判定

認定調査：障がい者の心身の状況を認定するため８０項目の調査を行います。

一次判定：認定調査のデータをもとにコンピューターで判定します。

３　障害支援区分判定等審査会・二次判定

二次判定：障がい者福祉の有識者で構成する審査会において、一次判定の結果をもとにし、主治医の意見等を参考に審査を行います。

※医師の意見書については、町で手配します。

４　障害支援区分の認定

障がい者の心身の状態を表す「障害支援区分」を認定します。区分は１～６まであります。

５　サービス等利用計画案の提出依頼

計画相談支援事業者等と利用契約し、計画相談支援事業者等がサービスの利用意向等を踏まえて計画案を作成します。作成された計画案は越生町役場健康福祉課へ提出してください。

６　サービス等利用計画案の提出

７　勘案事項調査

地域生活・就労・日中活動・介護者等の調査をします。

８　支給決定

障がい福祉サービス受給者証が交付されます。

９　サービス等利用計画の作成

計画相談支援事業者等は、支給決定内容に基づき福祉サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求め計画を作成します。

１０　サービス利用開始

サービス事業所と契約を交わし、サービス利用の開始となります。

１１　モニタリングの開始　**※サービス等利用計画を提出された方が対象**

計画相談支援事業者等は、障がい福祉サービス支給決定等の有効期間内において、サービス利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画の見直し等を行います。

訓練等給付の場合

原則、障害支援区分認定は行われず、サービス等利用計画案、認定調査の内容、サービス利用の意向をもとに支給決定を行います。（共同生活援助の利用を希望する障がい者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障がい者については、障害支援区分の認定手続が必要となります。）

障がい児の場合

原則、障害支援区分認定を行いませんので、認定調査や審査会の審査を行いません。

« 補装具費の支給 »

身体障がい者・身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入、修理又は借受けに要した費用について、補装具費の支給を行います。（代理受領による現物給付も可能）。原則として、購入費等費用の１割の自己負担が必要ですが、所得に応じて負担上限月額が設定されています。

【補装具の種類】

視覚障がい者用：盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者用：補聴器
肢体不自由者用：義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

※　次のものは、児童のみ
- 排便補助具
- 座位保持いす
- 起立保持具
- 頭部保持具

※　次のものは、借受け可能
- 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」
- 歩行器
- 座位保持いす
- 重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）
- 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

◎**窓　口**…越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

«自立支援医療»

医療費の定率１割が利用者の負担となります。ただし、所得に応じて月額上限額が設定されています。また、医療上の必要から継続的に医療費負担が発生される場合に、費用負担の軽減する仕組みがあります。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>世帯の所得状況等</th><th colspan="2">上　限　額</th></tr>
<tr><td>生活保護</td><td>生活保護世帯</td><td colspan="2">０円</td></tr>
<tr><td>低所得１</td><td>市町村民税非課税世帯のうち本人の年収が８０万９千円以下</td><td colspan="2">２，５００円</td></tr>
<tr><td>低所得２</td><td>市町村民税非課税世帯（低所得１に該当する者を除く）</td><td colspan="2">５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">中間所得</td><td>市町村民税課税世帯
所得割２３万５千円未満</td><td colspan="2">医療保険の自己負担上限額と同額</td></tr>
<tr><td rowspan="5">※市町村民税課税世帯でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、月額上限額が決められています。

例えば
1 統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん等の方
2 腎臓機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能等の方
3 医療保険の多数該当者等</td><td>市町村民税所得割の額</td><td>上限額</td></tr>
<tr><td>３万３千円未満</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>３万３千円以上
２３万５千円未満</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>２３万５千円以上</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>一定以上</td><td>市町村民税課税世帯
所得割２３万５千円以上</td><td colspan="2">自立支援医療支給の対象外</td></tr>
</table>

３．障害者総合支援法

1　更生医療

生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を国又は都道府県が指定する医療機関で受けられます。

◎**対象者**…１８歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方
◎**内　容**…指定医療機関による診察・治療・手術が受けられます。
（関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

2　育成医療

身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るための必要な医療を指定医療機関で受けられます。

◎**対象者**…１８歳未満で特定の障がいがある方
◎**内　容**…指定医療機関において必要な治療が受けられます。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

3　精神通院医療

精神疾患を有し、必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度です。

◎**対象者**…精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方
◎**内　容**…精神障がい及びその精神障がいによって生じた病態に対して通院により治療を受けられます。

※申請に添付する意見書の提出は２年に１度になります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

« 地域生活支援事業 »

障がいのある人が、その能力や適正に応じ自立した日常生活又は、社会生活ができるよう、町が中心に以下の事業を実施します。

1　意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介するため、手話通訳や要約筆記を行う方の派遣を行います。

◎**対象者**…聴覚又は音声・言語機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当
…埼玉県聴覚障害者福祉会
毛呂山町西大久保 766-1
TEL 049-276-5311　FAX 049-276-5315

2　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対し社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

◎**対象者**…①身体障害者手帳を所持し屋外で活動するのに著しい困難を伴う方
②療育手帳の交付を受けている方
③知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと診断された方
④医師により発達に障がいがあると診断された方
⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
⑥難病等により一定の障がいがある方

◎**費　用**…定められた額の１割を負担していただきます。
※所得に応じて負担上限月額が変わります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

◎**事業登録団体（令和８年４月現在）**

事業所名	住　　所	電話番号
ケアサービスふきのとう	ときがわ町玉川 4831-1	0493-66-0251
福祉の街　西入間営業所	毛呂山町長瀬 720-25	049-276-6660
ニチイケアセンター北坂戸	坂戸市末広町 17-23	049-288-7031
サポート　かえる	日高市鹿山 194-8	042-980-5147
ヘルパーステーションコアラ	東松山市大字早俣 1-1	0493-81-3914
サポートセンターすこやか	鳩山町大豆戸 184-56	049-298-3625
総合福祉ｴﾘｱﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	東松山市松山 2183	0493-21-5571
ぶどうの樹　茶*茶	日高市鹿山 315-6	042-985-7105
泰	嵐山町菅谷 1072	0493-59-9129
介護福祉エソラ	東松山市上唐子1496-121	050-8881-2844
一般社団法人スマイル	坂戸市西坂戸 5-6-3	080-3506-3338
一般社団法人ｻﾎﾟｰﾄﾘﾝｸ鳩山	鳩山町鳩ヶ丘 2-16-1	049-298-5938
ネヲハル　鳩山	鳩山町赤沼 1855-3	049-299-5517

3　日中一時支援事業

日中、障がいのある方に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。また、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的とします。

◎**対象者**…①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと診断された者
④医師により発達に障がいがあると診断された方
⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
⑥難病等により一定の障がいがある方

◎**費　用**…定められた額の１割を負担していただきます。
※所得に応じて負担上限月額が変わります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

◎**事業登録団体（令和８年４月現在）**

事業所名	住　　所	電話番号
光の家療育センター	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
嵐山四季の家	嵐山町鎌形 1340-3	0493-63-0151
ﾊｰﾄﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰともいき	川越市笠幡 1646-17	049-231-1422
嵐山郷	嵐山町古里 1848	0493-62-6221
くみちゃんハウス	飯能市芦苅場 685-1	042-983-4888
第二鶴ヶ島ゆめの園	鶴ヶ島市藤金 848-31	049-271-2186
ぶどうの樹　茶＊茶	日高市鹿山 315-6	042-985-7105
聖神学園	鳩山町泉井 1003-1	049-296-2284
多機能型事業所　侑和	坂戸市にっさい花みず木 4-8-1 SONNE BLD Ⅳ 3 階	049-210-4910

4　日常生活用具給付事業

在宅の障がい者・障がい児、難病患者に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付又は貸与を行います。

◎**対象者**…対象品目により違いますのでお問い合せください。
※対象品目及び基準額、自己負担額等についてもお問い合せください。
※所得に応じて負担上限月額が変わります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

5　訪問入浴サービス　★介護保険優先

心身の障がい等により、家庭において日常入浴することが困難な心身に障がいのある方に対し入浴･清拭のサービスを行います。

◎**対象者**…下記の要件をすべて満たしている方
①身体障害者手帳１級、２級の方
（または難病等により一定の障がいがある方）
②独力又は家族等のみの介護では入浴できない方
③伝染するおそれのある疾患がない方

◎**内　容**…移動入浴車による入浴、清拭の介護
※入浴又は清拭回数は、週１回までです。

◎**費　用**…事業の利用に係る費用の１割の額です。
※所得に応じて負担上限月額が変わります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

◎**委託事業所**

事業所名	住　所	電話番号
福祉の街	毛呂山町長瀬 720-25	049-276-6660

6　緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者、重度の身体障がいの方、又は高齢者のみの世帯、障がい者世帯の方が家庭内で緊急事態が起こった際、委託先を通じ消防署に簡単な操作で通報できる機器を貸し出します。

◎**対象者**…下記のいずれかに該当する方

①重度の障がい等を持つひとり暮らし又は障がい者のみの世帯の方

②６５歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方

③同居する家族がお勤め等の関係で日中留守になり上記①、②に該当する方

◎**費　用**

対象者	費用（月額）
病気等により、日常生活を営むうえで常時注意を要する方	無料
生活保護受給者	
上記以外の方	９６２円

※加入電話の基本料金及び使用料については、全て利用者負担となります。

◎**窓　口**…越生町役場 健康福祉課　福祉担当・高齢者介護担当

7　自動車運転免許取得費用の補助

障がいのある方が、就職など社会活動に参加し易いように自動車運転免許を取得した場合に、その費用の一部を補助します。

◎**対象者**…運転免許試験の受験資格を有し次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◎**内　容**…自動車運転免許取得に要した費用の３分の２以内で補助
（補助上限額：１２万円）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

8　自動車改造費用の補助

身体に障がいのある方が通勤・通学等のため、自分が所有する自動車を改造する場合その費用の一部を補助します。

◎**対象者**…身体障害者手帳をお持ちの方で通勤・通学等のため自分で自動車を運転する方
※本人及び家族の所得により制限があります。

◎**内　容**…自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用の補助（補助上限額：１０万円）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

～４.日常生活の改善～

1　難聴児補聴器購入費の支給

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得等に一定の効果が見込まれる場合に補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。

購入前に申請の手続きが必要ですので、助成を希望される方は事前にご相談ください。

◎**対象者**…次の要件をすべて満たす満１８歳に達する日以降最初の３月３１日までの間にある難聴児

①越生町に住所を有する方

②いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが２５デシベル以上で手帳の交付対象とならない方

③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

◎**窓　口**…越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

2　車いすの貸与

車いすが一時的に必要な場合、お貸しします。

◎**対象者**…車いすを一時的に必要とする方（社会福祉協議会の会員に限る）※借用時の入会も可能

◎**内　容**…貸与期間　１カ月間（延長可）

◎**費　用**…無料

◎**窓　口**…越生町社会福祉協議会

TEL 049-292-2977　FAX 049-292-5616

3　給食サービス

ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の方、または高齢者、身体障がい者のみの世帯の方に対し、給食配食サービスを行うことにより障がい者等の健康管理と福祉の向上を目的とした事業です。

◎**対象者**…ひとり暮らしの高齢者及び身体障がい者又は、高齢者のみ及び身体障がい者のみの世帯の方で、身体的又は精神的理由により調理が困難となっている方

◎**費　用**…普通食１食につき５００円
カロリー調整食１食につき７００円
腎臓病／透析食１食につき８００円

◎**町および社会福祉協議会の配食日一覧**

<table>
<tr><th>週</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr>
<tr><td>第１・３週</td><td rowspan="2">町
（昼食）</td><td rowspan="2">社協
（夕食）</td><td rowspan="2">社協
（夕食）</td><td>町
（昼食）</td><td rowspan="2">社協
（夕食）</td></tr>
<tr><td>第２・４・５週</td><td>社協
（昼食）
※手作り</td></tr>
</table>

◎**窓　口**…越生町社会福祉協議会
TEL 049-292-2977　FAX 049-292-5616
越生町役場 健康福祉課　福祉担当・高齢者介護担当

4　おむつの支給

常時おむつを使用する在宅の身体障がい者に対し、紙おむつ等の購入費用を支給することにより、本人及び家族を援助し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

◎**対象者**…在宅で排泄の介護を常時必要とする、下肢・体幹障害1級又は2級の身体障害者手帳所持者で、3歳以上の方。（他で同様の支給を受けられる方、65歳以上の新規申請の方は対象外）

◎**内　容**…紙おむつ、尿取りパッド購入代金の支給（原則1割負担あり、上限5,000円）

◎**申　請**…①身体障害者手帳　②本人名義の通帳

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

5　理容サービス

在宅でねたきり状態の高齢者、身体障がい（児）者に対し、理容店の方が自宅にお伺いし理容サービスを行います。

◎**対象者**…在宅でねたきり状態にある身体障がい（児）者及び高齢者

◎**内　容**…年６回以内

◎**費　用**…１回につき１，０００円
（社会福祉協議会で利用券を購入してください。未使用分については還付いたします。）

◎**理容店**

名　　称	住　　所	電話番号
カットハウスカンベ	越生東 3-3-1	049-292-5166
島田理容店	津久根 131-12	049-292-2312

◎**窓　口**…越生町社会福祉協議会
TEL 049-292-2977　FAX 049-292-5616

6　生活サポート事業

障がいのある方及びその家族の介護需要に対して、送迎・外出援助等の必要な福祉サービスを受けられます。

◎**対象者**…①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
④難病等により一定の障がいがある方

◎**利用料**…１時間　９５０円以内

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

◎**事業登録団体（令和８年４月現在）**

事業所名	住　所	電話番号
ﾋｭｰﾏﾝｻｰﾋﾞｽｴﾝｼﾞｮｲ	坂戸市南町 30-3 ﾋﾟｱﾊﾟﾝﾀﾞ 103	049-284-7680
たすけあい日高	日高市楡木 199-2	042-989-1575
ｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄ はぐくみ	鶴ヶ島市五味ヶ谷 257-7	049-285-7814
ウェルフェア・コレクティブ ケアぴーぷる	坂戸市三光町 31-12 ｻﾝｸﾞﾚｰｽB 棟 102 号	049-281-9901
NPO 法人　ウェーブ	毛呂山町南台 1-27-8	049-295-1043
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ昴	東松山市松葉町 2-17-43	0493-25-3353
NPO 法人　モルテン	毛呂山町西戸 853-6	049-295-1373
NPO 法人　あゆみ福祉会	鶴ヶ島市藤金 685-1	049-298-7027
NPO法人　毛呂山サポートセンター	毛呂山町大谷木 268-4	049-294-2040
ぶどうの樹	日高市女影 612-5	042-985-7105
ありす福祉会	坂戸市伊豆の山町 18-8-101	049-280-3366
泰	嵐山町川島 1875-10	0493-59-9129
ﾊﾟｰｿﾅﾙｻﾎﾟｰﾄはなの樹	坂戸市柳町 44-17	049-298-5175
一般社団法人ｻﾎﾟｰﾄﾘﾝｸ鳩山	鳩山町鳩ヶ丘 2-16-1	049-298-5938

7　ソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰相談支援事業）

心の病気を抱える方がグループ活動を通して仲間づくりを図るとともに、社会的に自立できるよう支援することを目的としています。

◎**対象者**…越生町に住所を有し、以下の全てに該当する方
①心の病気のため、定期的に受診及び服薬を継続されている方でグループ活動に支障のない状態である方
②ソーシャルクラブの利用の必要があり、主治医が必要と認めた方
③本人及び家族に利用の意思がある方
④利用に支障のある感染症を有していない方

◎**内　容**…話し合い、料理、スポーツ、レクリエーションの他、四季に合わせた行事を行います。

◎**実施日**…月２回　午前９時３０分～１１時

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　保健予防担当
TEL 049-292-5505（直通）　FAX 049-292-5623

8　重度身体障害者居宅改善整備　★介護保険優先

身体に重度の障がいがある方が、日常生活を容易にするため、住宅を改造する場合にその費用の一部を補助します。

◎**対象者**…下記の要件をすべて満たしている方
①身体障害者手帳１級、２級の方（下肢・体幹）
②重度障がい者の日常生活を容易にするために居室、浴室等の居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する必要があると認められる場合
※本人及び家族の所得により制限があります。

◎**内　容**…居宅等の改造に要した費用の３分の２以内の補助
（補助上限額：２４万円）

◎**窓　口**…越生町役場 健康福祉課　福祉担当

～５.社会参加～

1　福祉タクシー利用料金助成事業

心身に障がいのある方の社会生活圏の拡大を図り、その福祉を増進することを目的として福祉タクシー券を交付します。

◎**対象者…**身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ⓐ、Ａの方
※自動車等燃料費補助を受けている方を除く

◎**内　容…**タクシー利用券（初乗り運賃相当額）
年間４８枚（申請日の属する月から当該年度の３月までの月数×４枚/月）
※乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上になる場合は、１度につき２枚まで利用可能です。
※タクシーを利用する場合、身体障害者手帳又は療育手帳を提示すれば等級に関係なく運賃の１０％が割引されます。

◎**申　請…**①身体障害者手帳又は療育手帳

◎**窓　口…**越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

2　自動車等燃料費補助

心身に障がいのある方の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的として自動車等の燃料費用の一部を補助します。

◎**対象者…**身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ⓐ、Ａの方
※福祉タクシー利用券を受けている方を除く

◎**内　容…**燃料１リットルにつき６０円の補助
（１カ月４０リットル（バイクは７リットル）まで）

◎**申　請…**①身体障害者手帳又は療育手帳
②運転免許証
③自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項（Ａ４サイズの用紙）も必要です）

◎**窓　口…**越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

3　埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用車駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

◎**対象者**…下表の交付基準を満たす方

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

区　分			交付基準	申請に必要な書類等
身体障害者手帳	視覚		４級以上	身体障害者手帳
	聴覚		３級以上	
	平衡機能		５級以上	
	肢体不自由	上肢	２級以上	
		下肢	６級以上	
		体幹	５級以上	
		脳原性運動機能障がい	上肢機能２級以上	
			移動機能６級以上	
	内部障がい		４級以上	
知的障がい			Ａ以上	療育手帳
精神障がい			１級	精神障害者保健福祉手帳
難病患者			特定疾患医療受給者、 指定難病医療受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証
高齢者等			要介護１以上	介護保険被保険者証
妊産婦			妊娠７カ月～産後１年の方	母子健康手帳
多胎妊産婦			妊娠７カ月～産後３年の方	母子健康手帳
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	次に掲げる全て ・医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書等 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方			医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	

4　身体障害者標識（四つ葉のｸﾛｰﾊﾞｰﾏｰｸ）

このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

5　駐車禁止適用除外

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障がい者本人が現に使用中の車両が除外対象となります。

また、車両を離れるときは、「運転者の連絡先・用務先」の掲出が必要となります。

◎**対象者…**下記のとおりですが、必ず窓口で相談してください。

対象者	備考
身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な方	・本人が自動車を運転する場合 ・本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
療育手帳Ⓐ又はＡ（介護を要する方）	・本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
色素性乾皮症の患者	・本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合（日の出から日没までの時間に使用中の車両に限る）

◎**内　容…**標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨害にならなければ、駐車できます。ただし、現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

◎**窓　口…**西入間警察署
TEL 049-284-0110

6　越生町身体障害者福祉会

身体障害者福祉会は、身体障がい者福祉の増進のための活動をする団体です。身体障がい者の社会参加と仲間づくりを合言葉に活動をしています。身体障害者手帳をお持ちの方であればどなたでもご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

◎**内　容…**食事会：年に２～３回程度食事会を開催し、会員同士の交流をはかっています。

◎**入会に必要なもの…**①年会費（６００円）
②入会申込書（社会福祉協議会事務所にあります）
③印鑑（認印可）

※越生町身体障害者福祉会主催事業への入会前お試し参加も可能ですので、ご検討中の方は事務局までご相談ください。

◎**窓　口…**越生町社会福祉協議会
TEL 049-292-2977

～６.医療・保険～

1　重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が病院などを受診した場合に、保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成します。

◎**対象者**…①身体障害者手帳１級～３級の方
②療育手帳Ⓐ、Ａ、Ｂの方
③精神障害者保健福祉手帳１級の方
（精神病床への入院費用を除く）
④精神障害者保健福祉手帳２級の方
（自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額のみ支給対象）
⑤身体障害者手帳４級の一部等、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方
※６５歳以上で新たに手帳を取得した場合は対象外。

◎**内　容**…病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付・食事療養費等を除く）を助成します。
※一定所得以上の方は、支給停止となります。

◎**申　請**…①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
②マイナンバーカード
③加入医療保険を証明するもの（資格確認書など）
④本人名義の通帳

☆Ｐ７１に「重度心身障害者医療費支給事業　窓口払い無料化のご案内」がありますのでご覧ください。

◎**窓　口**…越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

～７.手当・補助金～

1　在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として支給される手当です。

◎**対象者**…①身体障害者手帳１級、２級の方
②療育手帳Ⓐ、Ａの方
③精神障害者保健福祉手帳１級の方
④超重症心身障がい者の方
※６５歳以上で新たに手帳を取得した場合は対象外。

◎**内　容**…月額５，０００円　年２回支給（９月、３月）
※ただし、以下の方には支給されません。
・特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的措置による福祉手当を受給している方（超重症心身障がい児を除く）
・施設に入所している方
・前年の所得により、住民税が課税されている方

◎**申　請**…①身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
②本人名義の通帳

◎**窓　口**…越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

2　心身障がい児通園（学）奨励費の補助

日常生活に必要な知識等を身につけるため、通園又は通学している心身障がい児の保護者に補助金を交付します。

◎**対象者…**町内に居住し、知的障害児通園施設、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）に通園又は通学している児童と同居する保護者

◎**内　容…**月額５，０００円　年２回支給（９月、３月）

◎**申　請…**①身体障害者手帳又は療育手帳
②就園又は就学証明書
③本人名義の通帳

◎**窓　口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当

3　特別障害者手当

身体又は精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において介護を要する方に支給される手当です。

◎**対象者…**①２０歳以上であること
②身体又は精神の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金１級程度の障がいが重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）
※ただし、以下の方には支給されません。
・特定の施設に入所している方
・継続して３カ月を超えて病院等に入院している方

◎**内　容…**手当支給　年４回（２月、５月、８月、１１月）
※一定所得以上の方は、支給停止となります。

◎**窓　口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当

4　障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする児童に支給される手当です。

◎**対象者…**①２０歳未満であること
②身体障害者手帳の１級及び２級の一部の方
③療育手帳のⒶの方
④常時介護を要する精神障がい者その他これと同等の方
※ただし、以下の方には支給されません。
・障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
・特定の施設に入所している方

◎**内　容…**手当支給　年４回（２月、５月、８月、１１月）
※一定所得以上の方は、支給停止となります。

◎**窓　口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当

5　心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方の保護者が、毎月掛金を納めることによって、保護者が死亡又は重度の障がいになった場合、心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給するものです。

◎**加入者…**心身に障がいのある方の保護者で、次の条件を満たす方

①年齢が加入年度の４月１日時点で６５歳未満の方

②埼玉県内に住んでいる方

③特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態である方

◎**内　容…**加入者は、毎月掛金（加入時の加入者の年齢により１口９，３００円～２３，３００円）を納めます。

加入者が死亡又は重度障がいと認められた場合は、障がいのある方に年金（１口当たり月額２０，０００円）が支給されます。

※障がいのある方一人につき２口まで加入できます。

※所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

※１年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が先に死亡した場合には弔慰金が支給されます。

◎**窓　口…**越生町役場　　健康福祉課　福祉担当

6　特別児童扶養手当

身体又は精神に一定の障がいのある児童を育てている方に支給される手当です。

◎**対象者…**身体又は精神に一定の障がいがある２０歳未満の児童を育てている方のうち、主として生計を維持する方に支給されます。
※ただし、以下の場合には支給されません。
・申請する方や児童が日本国内に住所を有しない場合
・児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合
・児童が児童福祉施設等に入所している場合

◎**内　容…**手当支給　年３回（４月、８月、１１月）
※一定所得以上の方は、支給停止となります。

◎**窓　口…**越生町役場　子育て支援課　こども担当

7　障害基礎年金

◎**対象者…**①国民年金障がい等級表の１級・２級に該当する２０歳以上の障がい者で、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までに保険料を納めた期間（保険料を免除された期間を含む。）が、加入期間の３分の２以上ある方に支給されます（納付要件の特例として初診日が令和１８年３月末日までにあるときは、初診日において６５歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納期間がない場合も支給されます）。
②２０歳前に障がい者となった方については、２０歳に達した時から障害基礎年金が支給されます。障害基礎年金の受給権者に一定の額を超える所得があるときは、その支給が停止される場合があります。

※年金額は年度により変更されます。

◎**窓　口…**越生町役場　町民課　国保年金担当

【障がい等級表】

	障がいの状態
障がいの程度 1級	1.次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつI／２視標による両眼中心視野角度が２８度以下のもの 二　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下のもの 2.　両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3.　両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4.　両上肢のすべての指を欠くもの 5.　両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 6.　両下肢の機能に著しい障がいを有するもの 7.　両下肢を足関節以上で欠くもの 8.　体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障がいを有するもの 9.　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障がいもしくは病状又は、精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障がいの程度 2級	1.次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつI／２視標による両眼中心視野角度が５６度以下のもの 二　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの 2.　両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3.　平衡機能に著しい障がいを有するもの 4.　そしゃくの機能を欠くもの 5.　音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの 6.　両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7.　両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの 8.　一上肢の機能に著しい障がいを有するもの 9.　一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害もしくは病状又は、精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

～８.税の減免～

1　税金の控除・非課税

心身に障がいのある方の経済的な負担を軽くするため､所得税、住民税等の軽減制度があります。

◎対象者・内容

前年の１２月３１日現在において、所得税及び住民税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合に、次の額の控除が受けられます。

<table>
<tr><th>区分</th><th>障がいの程度</th><th>控除額</th><th>障がいの程度</th><th>控除額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">所得税</td><td rowspan="2">①身体障害者手帳
１、２級
②療育手帳　Ⓐ、A
③精神障害者保健福祉手帳　１級
④戦傷病者手帳
特別項症、
第１～３項症</td><td>所得金額から
４０万円
※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には７５万円</td><td rowspan="2">①身体障害者手帳
３～６級
②療育手帳　B、C
③精神障害者保健福祉手帳　２、３級</td><td>所得金額から
２７万円</td><td></td></tr>
<tr><td>住民税</td><td>所得金額から
３０万円
※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には５３万円</td><td>所得金額から
２６万円</td><td>本人の所得金額が１３５万円以下であるときは非課税となります。</td></tr>
</table>

※相続税・贈与税についても、障がいの程度により控除の該当になる場合がありますので、詳しくは川越税務署にご確認ください。

※心身に障がいのある方について、一定の条件を満たせば消費税、個人事業税等が非課税となります。

◎窓　口…越生町役場　税務課　課税担当（住民税）
川越税務署（所得税、相続税、贈与税、消費税）
TEL 049-235-9411
飯能県税事務所（個人事業税）
TEL 042-973-5615
FAX 042-973-5610

2　自動車税の減免

心身に障がいのある方の経済的な負担を軽くするため、自動車税の減免制度があります。

◎減免できる自動車

①埼玉県内に住民登録のある障がい者のために使用すること（障がい者１人につき１台のみ）

②埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。（埼玉県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は減免できません。）

運転者／納税義務者	障がい者本人	障がい者と同一生計の方	障がい者を常時介護する方
障がい者本人	○	○	△
障がい者と同一生計の方	○	○	×
障がい者を常時介護する方	×	×	×

○：減免できます。　　×：減免できません。

△：障がい者本人が納税義務者で、世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

◎自動車の使用目的

障がい者の通院、通学、通所、生業のために使用

◎減免の対象となる障がい

手帳の種類障がい区分		対象となる障がいの程度
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	１級、３級
	体幹	１級～３級、５級
	聴覚	２級、３級
	視覚	１級～３級、４級の１（４級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）
	音声又は言語機能	３級（こう頭が摘出された場合に限る。）
	平衡機能	３級
	上肢　※主に手や腕	１級、２級
	下肢　※主に足	１級～６級

	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級～3級	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる。	
療育手帳		Ⓐ、A	
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

※障害名が「半身不随」のような合併症の場合は、障害区分ごとに判断します。

◎**減免額**

自動車税の減免額は、年税額で４５,０００円（乗用車の場合、総排気量２.５リットル以下）が上限です。

ただし、自動車税のグリーン化税制により１５％重課となっている自動車の場合は、５１,７００円が上限です。年度途中で新規登録した場合や、申請期限を過ぎて申請した場合には、４５,０００円（１５％重課の場合は５１,７００円）を月割した額が上限額となります。（上限額を超えた差額は納税していただくことになります。）

◎**手続きに必要なもの**

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（併せて自立支援医療受給者証）のいずれか

②運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

③自動車検査証（コピー可）

④自動車の納税通知書

⑤障がい者と同居していない場合は、障がい者と同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類

⑥障がい者を常時介護する方については、常時介護者の誓約書（所定様式をホームページからダウンロードして用意する。）

◎**申請期限**

納税通知書に記載された納期限または、年度途中で取得した自動車については、登録日から３０日以内です。

※障がい者１人に対し１台の減免です。なお、軽自動車税の減免を受けた場合は自動車税の減免を受けることはできません。

※減免に対して詳しくは、窓口にお問い合わせください。なお、

減免を受けていた自動車を乗り換える場合、減免に該当しなくなった場合には、速やかに窓口にお問い合わせください。

◎**窓　口**…埼玉県自動車税事務所　所沢支所
TEL 04-2998-1321　FAX 04-2991-1009
飯能県税事務所　※４月１日以前に所有している自動車が対象
自動車税の減免申請　TEL 042-973-5616
県税・自動車税の納税について　TEL 042-973-5613
（共通）FAX 042-973-5610

3　軽自動車税の減免

心身に障がいのある方の経済的な負担を軽くするため、軽自動車税の減免制度があります。

◎**対象者**…心身に障がいがあり、下表の条件を満たしている方及びこれらの方と生計を共にする家族の方

手帳の種類及び障がいの区分		対象となる障がいの程度	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	１級、３級	
	体幹	１級～３級、５級	
	聴覚	２級、３級	
	視覚	１級～３級、４級の１（４級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）	
	音声又は言語障害	３級（こう頭が摘出された場合に限る。）	
	平衡機能	３級	
	上肢	１級、２級	
	下肢	１級～６級	
	乳幼児期以前の非進行性の性脳病変による運動機能	上肢	１級、２級
		移動	１級～６級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	１級～３級	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる。	
療育手帳		Ⓐ、Ａ	
精神障害者保健福祉手帳		１級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

◎**軽自動車税**…上記の対象者が所有し、専ら障がい者のために使用される軽自動車については、税の納期限７日前までに税務課に申請した場合、障がい者１人につき１台まで減免されます。

◎**申　請**…①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

②運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

③軽自動車税納税通知書

④（年度途中で取得した自動車の場合）
軽自動車税申告（報告）書

⑤（買換えの場合）
これまで減免を受けていた自動車の一時抹消登録証明書又は登録事項等証明書もしくは名義変更後の自動車検査証（コピー可）

※軽自動車税の申請には上記の書類が必要です。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

※自動車税の減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

◎**窓　口**…越生町役場　税務課　課税担当（軽自動車税）

※障害者手帳の備考欄が軽自動車税の減免申請済印で埋った場合、再交付の手続きができます。詳しくは、Ｐ１５をご覧ください。

～９.公共料金の割引～

1　有料道路の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路通行料金が割引されます。

◎**対象者**…①身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合
②第１種身体障がい者又は第１種知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合
※本人又は生計を共にする方が所有する車について割引が受けられます。
※単身者の場合は、日常的に継続して介護しているケースに限り対象となります。

◎**内　容**…通行料金を支払う料金所において､ETC を利用するか、登録された手帳を提示し、割引（割引率約 50%）を受けられます。

◎**申　請**…①身体障害者手帳又は療育手帳
②自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項（Ａ４サイズの用紙）も必要です）
③運転免許証
④割賦契約書又はリース契約書等
⑤ETC カード（障がい者本人名義）
⑥ETC 車載器の管理番号がわかるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書）
※④は割賦契約又は長期リースにより自動車を利用している場合のみ
※⑤、⑥は ETC を利用する場合のみ

※割引には有効期限があります。手帳に記載された有効期限をご確認ください。更新は有効期限の２カ月前から手続きが出来ます。有効期限を過ぎると、割引が受けられなくなります。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

2　青い鳥はがきの配布

日本郵便株式会社が、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきを入れて無料で配布しています。

◎**対象者**…①身体障害者手帳１級、２級の方
②療育手帳又Ⓐ、Ａの方

◎**内　容**…毎年４月１日～５月３１日まで受付を行っています。申し込みされた方に 20 枚のハガキが配布されます。なお、ハガキは一般用と視覚障がい者用の２種類があります。

◎**窓　口**…各郵便局

3　ＪＲ運賃の割引

ＪＲ運賃の５割が割引されます。なお、第１種の方は介護人と共に乗車した場合は、全線割引対象になります。

◎**対象者・内容**

区　　分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第１種身体障がい者（介護付） 第１種知的障がい者（介護付） 第１種精神障がい者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	５割	全線
第１種及び第２種身体障がい者（単独） 第１種及び第２種知的障がい者（単独） 第１種及び第２種精神障がい者（単独）	普通乗車券	５割	片道 100 キロメートルを超える区間
１２歳未満の第２種身体障がい児と介護者 １２歳未満の第２種知的障がい児と介護者 １２歳未満の第２種精神障がい児と介護者	定期乗車券	５割	

※手帳の提示のみで割引が受けられます。
※私鉄にも同様の制度がありますので各私鉄窓口にお問い合わせください。

◎**窓　口**…ＪＲ・私鉄各窓口

4　バス運賃の割引

◎**対象者**…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び施設入所者（児）

◎**内　容**…県内を発着するバスを利用する場合、運賃の５割が割引されます。ただし、バスの定期券は３割引です。
第１種身体障がい者、療育手帳を持っている知的障がい者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。
※手帳の提示のみで割引が受けられます。
※施設入所者（児）の方は施設長発行のバス運賃割引証明書が必要です。

◎**窓　口**…各バス会社

5　タクシー運賃の割引

◎**対象者**…身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
※タクシー会社によっては、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としている場合があります。

◎**内　容**…乗車時に手帳を提示することにより、運賃の１割が割引となります。

◎**窓　口**…各タクシー会社

6　国内航空運賃の割引

◎**対象者**…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者（満１２歳以上）及びその介護者

◎**割引額**…割引適用の有無や割引率については、各航空会社により異なります。

※療育手帳の方は、健康福祉課で手帳に押印を受けてください。

◎**窓　口**…各航空会社

7　ＮＴＴ番号案内の無料扱い

◎**対象者**…次のいずれかの障がいのある方

区　分	内　　容	等　　級
身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳１～６級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	身体障害者手帳１～２級
	聴覚障がい	身体障害者手帳２、３、４、６級
	音声、言語又はそしゃく機能障害	身体障害者手帳３～４級
知的障がい者	療育手帳	Ⓐ～Ｃ
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳	１級～３級

◎**内　容**…番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

◎**窓　口**…ＮＴＴ各営業所

8　ＮＨＫ受信料の減免

◎**対象者・内容**

区　　分	割引率
障がい者の方を世帯構成員に有する場合 ①身体障がい者・知的障がい者、精神障がい者がいる世帯全員が市町村民税非課税の方	全額免除
障がい者の方が世帯主の場合 ①視覚・聴覚障がい者 ②重度の身体障がい者（内部機能障がい等追加）・重度の知的障がい者および精神障がい者	半額免除

※健康福祉課福祉担当で町長の証明を受けた『放送受信料減免申請書』をＮＨＫさいたま西営業センターに郵送してください。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当
ＮＨＫさいたま放送局経営管理企画センター
さいたま市浦和区常盤 6-1-21
TEL 048-833-2045　FAX 048-834-3542

9　携帯電話の基本使用料等の割引について

◎**対象者**…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方

◎**内　容**…割引の内容については、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください

◎**窓　口**…各携帯電話事業者

～１０.その他の福祉サービス～

1　成年後見制度

認知症や障がい等のため、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。

◎**対象者**…判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）

◎**内　容**

区　分	本人の判断能力	援　助　者	
後　見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保　佐	特に不十分	保佐人	
補　助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になっときに本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

◎**窓　口**…さいたま家庭裁判所飯能出張所
TEL 0429-72-2342
越生町地域包括支援センター
TEL 049-292-5505
越生町社会福祉協議会（成年後見センター）
TEL 049-292-2977

2　生活保護制度

病気や事故などにより生活にお困りの世帯に対して、国が最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるよう援助する制度です。

◎**対象者…**生活に困っている世帯が、利用できる資産、働く能力、扶養義務者の援助、その他あらゆるものを生活のために活用しても、国で定めた最低生活ができない世帯

◎**内　容…**生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭の扶助があり、その世帯の収入により扶助の必要性及び程度が決まります。

◎**窓　口…**越生町役場　健康福祉課　福祉担当
埼玉県西部福祉事務所　生活保護担当
坂戸市石井 2327-1
TEL 049-283-7892　FAX 049-284-7896

3　高額療養費の支給

病院に入院した場合などで、高額な一部負担金を支払ったときは、申請により限度額を超えた分が支給されます。

◎**対象者…**医療費（月額）が高額療養費に該当する方

◎**内　容…**自己負担限度額を超えた分を支給します。
※自己負担限度額は前年所得、年齢によって変わります。

◎**窓　口…**国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されている方
越生町役場　町民課　国保年金担当
社会保険に加入されている方
各医療保険者

4　福祉資金貸付制度

越生町に在住している低所得者で生活を維持するために緊急、一時的に資金を必要とする方であって償還の目途が明らかな方に対して貸付をします。

◎**貸付額…**５，０００円以内
※ただし、生活保護のつなぎ資金として借用する場合は５０，０００円以内
◎**償　還…**原則として初回保護費から一括償還
◎**利　子…**無利子

◎**窓　口…**越生町社会福祉協議会
TEL 049-292-2977

5　生活福祉資金貸付制度

埼玉県に在住している低所得者世帯、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護受給世帯に生活資金をお貸しし世帯の経済的自立を援助します。

◎**内　容…**総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等
※償還期間、据置期間、貸付け限度額は各資金によって異なります。
※場合によっては連帯保証人が必要です。

◎**窓　口…**越生町社会福祉協議会
TEL 049-292-2977

6 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方が安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

※金銭管理のみの支援は行っておりません。

◎**対象者**…生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的・精神障がいなどのある方

◎**内　容**…①福祉サービス利用援助

・定期的に訪問して相談

・福祉サービスの内容、利用の仕方などの説明

②日常生活上の手続き援助

・郵便物を整理して内容説明

・手続きの際に同行し、届け出や申し込み等の手伝い

・その他、生活に必要な手続きの相談

③日常的金銭管理

・福祉サービスの利用料や病院代、公共料金等の支払い

・銀行や郵便局に行き、お金の出し入れやお金の使い方を確認

④書類の預かりサービス

・大切な書類をお預かりします（年金証書、実印、銀行印、預金通帳等）

◎**利用料金**…内容①～③

１回１時間まで　１，６００円

（通帳預かり有りの場合は２，０００円）

以降３０分ごとに６００円が加算されます。

内容④

基本料　２，０００円（１年間）

基本料　　５００円（１カ月）

◎**窓　口**…埼玉県社会福祉協議会　権利擁護センター

TEL 048-822-1204　FAX 048-822-1406

越生町社会福祉協議会

TEL 049-292-2977

7　避難行動要支援者支援制度

災害時に自力で避難することが困難な方を地域の方のご協力により支援をしていこうという制度です。下記の内容をご確認いただき、希望される場合は申請をしてください。

◎**対象者**…災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な方で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した在宅の方。また、下記のいずれかに該当する方。

①介護保険における要介護認定３以上の方
②身体障害者手帳１級、２級の方
③療育手帳Ⓐ、Ａの方
④精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑤７５歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する方
⑥①～⑤以外で、町長又は民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方

◎**登録申請**…登録申請書に必要事項を記入し健康福祉課に提出してください。

※登録された方の情報は、消防組合などの関係機関のほか、民生・児童委員や区へ提供し、支援活動に活用します。

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当・高齢者介護担当

8　救急医療情報キット

高齢者及び心身障がい者の方などが、かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の救急時に救急隊員などがその情報を活用し迅速な救命活動等を行えるように備えるものです。

◎ **配布対象者…**町内に住所を有する方で、次の①から⑤に該当する方へ対象者１人につき１個配布します。なお、医療機関へ入院中の方や施設へ入所中の方で、自宅での日常生活が見込めない方へは配布しないことがあります。

①７５歳以上の高齢者の方
②避難行動要支援者に登録された方
③心身に障がいをお持ちの方
④病気等により日常生活において常時注意を要する方
⑤その他、配布を希望する方で、町長の認めた方

◎**使用方法…キットの容器の中に入れておく物**

①緊急情報を記入した「救急情報用紙」
②医療機関や薬局等からの「薬剤情報提供（薬剤説明）書」
③「診察券の写し」や「健康保険証の写し」
④「本人の写真など」
※設置する場所は、ご家庭にある冷蔵庫に保管してください。

◎**窓　口…**越生町役場　健康福祉課　高齢者介護担当・福祉担当

9　ヘルプカード

高齢者及び心身障がい者の方などが、病気や服薬の状況、緊急連絡先などを記載したカードを携帯することで、外出先の急変時や災害時などに、必要な支援や適切な治療を受けられやすくするためのものです。

◎**配布対象者**…町内に住所を有する方で、高齢者及び身体・知的・精神障がいのある方、また難病のある方で希望する方。（障害者手帳の所持は問いません）

◎**配布場所**…健康福祉課（越生町ホームページからもダウンロードして使用できます。）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

10　ヘルプマーク

外見では健康に見えても、援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのものです。

◎**配布対象者**…町内に住所を有する方で、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方

◎**配布場所**…健康福祉課（郵送での配布はしていません。）

◎**窓　口**…越生町役場　健康福祉課　福祉担当

11　電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を通訳オペレーターが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

◎**対象者…**聴覚や発話に困難があり、手話又は文字で電話を利用したい方

◎**利用方法…**「電話リレーサービス」のアプリをダウンロードし、事前に利用登録を行う必要があります。

※登録方法や利用料金等、詳細は日本財団電話リレーサービスにお問い合わせください。

◎**窓　口**…一般財団法人日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0910　FAX 03-6275-0913

12　ヨメテル

ヨメテルは、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズにするサービスです。

◎**対象者…**電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方

◎**利用方法…**「ヨメテル」のアプリをダウンロードし、事前に利用登録を行う必要があります。

※登録方法や利用料金等、詳細は日本財団電話リレーサービスにお問い合わせください。

◎**窓　口**…一般財団法人日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0910　FAX 03-6275-0913

13　郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

◎郵便等による不在者投票ができる方

区　分		対象となる障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	１級、２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	１級、３級
	免疫、肝臓	１級～３級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第３項症
介護保険被保険者証（高齢者等）		要介護５

◎**窓　口**…越生町選挙管理委員会

14　郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の要件に該当する方は、代理記載による郵便等の不在者投票が可能です。

◎郵便等による不在者投票における代理記載制度が利用できる方

区　分		対象となる障がい等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚	１級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第２項症

※これらの制度を利用するためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。
手続きに時間を要しますので、遅くとも投票日の１０日前までに選挙管理委員会に申請を済ませてください。

◎**窓　口**…越生町選挙管理委員会

15　指定病院・老人ホーム等における不在者投票

病気やけがなどで入院もしくは入所している施設が、不在者投票のできる施設として都道府県の選挙管理委員会から指定されている場合には、その施設で不在者投票ができます。

◎**手続きの流れ**…①投票用紙を病院長等から選挙管理委員会へ請求してもらいます。
②病院長等が管理する場所で不在者投票をすることができます。

※不在者投票ができる施設かどうかは、入院（入所）されている施設にご確認ください。
投票できる場合は、投票できる日をお聞きのうえ、病院長等に投票したいことをお伝えください。

◎**越生町内の指定施設**

施設名	住　所
特別養護老人ホーム　光の丘	越生町大字上野 3078-5

◎**窓　口**…越生町選挙管理委員会

～１１.資料～

1　関係機関

機　関　名	住　所	電話番号
越生町健康福祉課	越生町 大字越生 900-2	TEL　049-292-3121 FAX　049-292-6405
越生町保健センター	越生町 大字越生 917	TEL　049-292-5505 FAX　049-292-5623
越生町地域包括支援センター （保健センター内）	越生町 大字越生 917	TEL　049-292-5505 FAX　049-292-5623
越生町こども家庭センター （母子保健）	越生町 大字越生 917	TEL　049-292-5505 FAX　049-292-5623
越生町こども家庭センター （児童福祉）	越生町 大字越生 900-2	TEL　049-292-3121 FAX　049-292-6405
越生町教育委員会	越生町 大字越生 917	TEL　049-292-3121 FAX　049-292-5110
越生町社会福祉協議会	越生町 大字越生 900-2	TEL　049-292-2977 FAX　049-292-5616
入間西障害者サポートセンター	毛呂山町 川角 303-3	TEL　090-9241-3025 FAX　049-295-0603
地域活動支援センターのぞみ	毛呂山町 毛呂本郷 682	TEL　049-276-2088 FAX　049-276-1739
総合地域支援センター 「ワンダーハウス」	毛呂山町 小田谷 30-1	TEL　049-277-5101 FAX　049-294-7899
埼玉県坂戸保健所	坂戸市 石井 2327-1	TEL　049-283-7815 FAX　049-284-2268
埼玉県西部福祉事務所	坂戸市 石井 2327-1	TEL　049-283-6780 FAX　049-283-7891
埼玉県川越児童相談所	川越市 宮元町 33-1	TEL　049-223-4152 FAX　049-224-5056

１１．資料

機　関　名	住　所	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市 西貝塚 148-1	TEL　048-781-2222 FAX　048-781-2218
埼玉県立精神保健福祉センター	伊奈町 小室 818-2	TEL　048-723-3333 FAX　048-723-1561
埼玉県発達障害総合支援センター	さいたま市中央区 新都心 1-2 小児医療ｾﾝﾀｰ南玄関 3 階	TEL　048-601-5551 FAX　048-601-5552
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	川越市 平塚新田 201-2	TEL　049-239-3553 FAX　049-233-0223
埼玉県医療的ケア児等支援センター地域センター「かけはし」	川越市鴨田 1930-1	TEL　049-225-5770
埼玉県高次脳機能障害者支援センター	上尾市 西貝塚 148-1	TEL　048-781-2236 FAX　048-725-5501
埼玉県社会福祉協議会	さいたま市浦和区 針ヶ谷 4-2-65	TEL　048-822-1191 FAX　048-822-3078
西入間警察署	坂戸市 関間 2-4-17	TEL FAX　049-284-0110
川越年金事務所	川越市 脇田本町 8-1 U_PLACE５階	TEL　049-242-2657 FAX　049-245-8919
飯能県税事務所	飯能市 双柳 353	TEL　042-973-5612 FAX　042-973-5610
埼玉県自動車税事務所 所沢支所	所沢市 牛沼 690-1	TEL　04-2998-1321 FAX　04-2991-1009
所沢公共職業安定所 飯能出張所（ﾊﾛｰﾜｰｸ）	飯能市 双柳 94-15	TEL　042-974-2345 FAX　042-973-7318
さいたま家庭裁判所 飯能出張所	飯能市 双柳 371	TEL　042-972-2342 FAX　042-972-4448

機　関　名	住　所	電話番号
ＮＨＫさいたま放送局 経営管理企画センター	さいたま市浦和区 常盤 6-1-21	TEL　048-833-2045 FAX　048-834-3542
埼玉県障害者交流センター	さいたま市 大原 3-10-1	TEL　048-834-2222 FAX　048-834-3333
埼玉聴覚障害者福祉会	毛呂山町 西大久保 766-1	TEL　049-276-5311 FAX　049-276-5315
伊豆潮風館	静岡県伊東市富戸 字先原 1317-89	TEL　0557-51-1504 FAX　0557-51-3436

・潮風館は、障がいのある方々とそのご家族のみならず、広く埼玉県民一般の方々が､ご利用いただける障がい者向けの保養所です。

2　計画相談支援事業所一覧

（毛呂山町・鳩山町・坂戸市）

事業所名	住　所	電話番号
相談支援センター ワンダーハウス	毛呂山町 小田谷 30-1	TEL　049-277-5101 FAX　049-294-7899
地域活動支援センター のぞみ	毛呂山町 毛呂本郷 682	TEL　049-276-2088 FAX　049-276-1739
指定特定相談支援事業所 すこやか	毛呂山町 市場 1052-4	TEL　049-277-3150 FAX　049-276-7722
相談支援センター どんぐり	毛呂山町西大久保 766-1	TEL　070-2671-8708 FAX　049-276-5317
相談支援センター ブルペン	毛呂山町川角 303-3	TEL　049-295-0602 FAX　049-295-0603
鳩山松寿園相談支援事業所	鳩山町小用 554	TEL　049-296-2121 FAX　049-296-4030

１１．資料

事業所名	住　所	電話番号
相談支援事業所 ネヲハル	鳩山町赤沼 1855-3	TEL　049-299-5517 FAX　049-299-5573
さかど療護園相談支援 サービスセンター	坂戸市中小坂神明 80-2	TEL　049-288-0271 FAX　049-288-0272
相談支援センター ありす	坂戸市伊豆の町 18-8	TEL　049-280-3366 FAX　049-280-3367
相談支援事業所 わかな	坂戸市石井 2812-2-102	TEL　080-7535-7638 FAX　049-298-5023
相談支援センター ぽんて	坂戸市伊豆の山町 60-2 ﾊﾟﾅﾊｲﾂ金子 C102 号室	TEL　080-3419-0641 FAX　049-272-7707
相談支援事業所 ラボリ	坂戸市末広町 8-16 協和第 3 ビル	TEL　049-298-8402 FAX　049-298-8403
相談支援事業所 にじ色コンパス	坂戸市南町 8-10 ヴァンテアンビル 103 号室	TEL　070-4489-7936
相談支援事業所 ラボリコンセント	坂戸市関間 4-4-7	TEL　049-272-7892 FAX　049-272-7893
ウィズハート	坂戸市南町 12-16	TEL　049-299-4404 FAX　049-299-4405
相談支援センターしゃ きょう	坂戸市石井 2327-6	TEL　049-299-6550 FAX　049-289-3911

重度心身障害者医療費支給事業　窓口払い無料化のご案内

埼玉県内の指定医療機関において、原則として、医療費（保険診療分）の窓口払いがありません

越生町では、心身に重度の障がいのある方を対象に、医療機関で受診した保険診療による一部負担金等を支給する事業【重度心身障害者医療費支給事業】を行っています。埼玉県内の指定医療機関においては、原則として、医療費（保険診療分）の窓口払いがありません。

※医療機関によっては、対応していない場合もあります。

●診療時には・・・

指定医療機関に受診する際、**重度心身障害者医療費受給者証（オレンジ色）**と**マイナンバーカード（資格確認書）**を提示すると、医療費の窓口支払いがなくなります（受診毎に提示してください）。

●次の場合は、従来の方法で申請してください

次の場合は、医療機関の窓口での支払いが発生し領収書が発行されますので、従来の方法により、重度心身障害者医療費支給申請書に領収書を添付し、健康福祉課へ申請してください。

① 指定医療機関以外での受診。

② 医療機関に受診した際、受給者証とマイナンバーカード（資格確認書）を忘れた場合。

③ 一医療機関の入院・通院別で一月（ひとつき）の支払いが２１,０００円以上かかる場合。（窓口での支払いがなく診療を開始し、同月半ばで２１,０００円以上となった場合、遡って当月分の医療費全てをお支払いいただきます。）

④ 長期特定疾病の薬局分。

注１） 保険診療の対象とならない自費分（特定療養費の初診料、薬容器代、健康診断料、予防接種、差額ベッド料、文書料など）は窓口での支払いが発生します。思わぬ支払いが発生する場合も考えられますので、念のため必要な費用を必ずお持ちください。

注２） 転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。その際に受給者証は健康福祉課へお返しください。

注３） 加入する医療保険の変更、氏名変更、住所変更等、変更が生じた場合は、必ず届出をお願いします。

問い合わせ：越生町役場　健康福祉課　福祉担当
℡０４９－２９２－３１２１（内線１１３）

越生町のマスコット
「うめりん」

発行日　令和８年４月

発　行　越 生 町 役 場
〒350-0494
埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2
TEL 049-292-3121　内線 112,113
FAX 049-292-6405

編　集　越生町役場　健康福祉課　福祉担当